

ネオン工事の施工方法	一 配線工事の方法 二 ネオン変圧器、ネオン管及びネオン電線類の取付方法 三 接地工事の方法
ネオノード事に係る検査方法	一 点検の方法 二 絶縁抵抗測定の方法 三 接地抵抗測定の方法 四 試験用器具の性能及び使用方法
自家用電気工作物に関する法令	電気工事士法(昭和三十五年法律第二百三十九号)、電気工事士法施行令(昭和三十五年政令第一百六十四号)及び規則並びにその他関係法令
2 筆記試験の合格基準は、六十パーセント以上の成績であることとする。	(技能試験)
第三条 技能試験は、自家用電気工作物に係る工事のうちネオノードとして設置される分電盤、主開閉器(電源側と電線との接続部分を除く)、タイムスイッチ、遮断器、ネオノード変圧器、ネオン管及びこれらの附属設備を設置する工事又は変更する一事の全部又は一部についてを行うものとする。	2 技能試験の採点は、減点式採点方法によつて行つるものとし、その合格基準は、六十パーセント以上の成績であることとする。
(試験員の要件)	
第四条 ネオノード事に必要な知識及び技能を有するかじつかを判定するための試験に関する事務(次項の事務を除く)を行つ試験員にあつては、次のいずれかに該当する者であることとする。	
一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学若しくは高等専門学校において電気工学校に関する学科を担当する教授若しくは助教授の職にあり、又はあつた者	ふりがな
二 学校教育法による専修学校の専門課程において電気工学に関する学科を担当する教員の職にあり、又はあつた者	受験者氏名
三 教育職員免許法(昭和二十四年法律第四十七号)による高等学校教諭一級普通免許状を有する者であつて、学校教育法による高等学校において電気工事に関する教諭の職にあり、又はあつた者	現住所
四 電気工作物検査官の職にあり、又はあつた者	他に連絡先がある場合はその名称及び所在地
五 特種電気工事資格者のうちネオノード事に係るものであつて、ネオノード事に関する業務に十年以上従事した経験を有するもの	ふりがな
六 電気事業法(昭和三十九年法律第五十号)第四十四条第一項第一号の第一種電気主任技術者免状又は同項第二号の第一種電気主任技術者免状の交付を受けた者であつて、電気技術に関する業務に十年以上従事した経験を有するもの	受験者氏名
七 学校教育法による大学若しくは高等専門学校又は旧大学令による大学若しくは旧専門学校令による専門学校において電気工学に関する学科を修めて卒業し、かつ、ネオノード事に関する業務に十年以上従事した経験を有するもの	現住所
八 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有していふと経済産業大臣が認める者	他に連絡先がある場合はその名称及び所在地
2 ネオノード事に必要な知識及び技能を有するかどうかを判定するための試験に関する事務のうち、技能試験に係る技能の判定に関する事務を行つ試験員にあつては、次のいずれかに該当する者であることとする。	ふりがな
一 前項第一号から第四号までに掲げる者	受験者氏名
二 特種電気工事資格者のうちネオノード事に係るものであつて、ネオノード事に関する業務に五年以上従事した経験を有するもの	受験者氏名

ネオノード事試験合格証					
ふりがな		生年	年	月	日生
受験者氏名		月日			
現住所		(TEL)			
他に連絡先がある場合はその名称及び所在地		(TEL)			
ふりがな		年	月	日	年月日
受験者氏名		月日			
所在地		(TEL)			
年月日		年	月	日	年月日
（備考）1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ずネオノード事試験を行う者(法人にあつては代表者)が自署するものとする。	年月日	年	月	日	年月日